

諮問庁：内閣総理大臣

諮問日：平成29年9月13日（平成29年（行情）諮問第368号）

答申日：平成30年2月15日（平成29年度（行情）答申第463号）

事件名：特定個人の功績調書及び履歴書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書1及び文書2（以下、順に「文書1」及び「文書2」といい、併せて「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、別紙の2に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成29年6月7日付け府賞第325号により内閣府賞勲局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

「行政文書開示決定について」（平成29年6月7日付け府賞第325号）の「3 不開示とした部分及びその理由」の理由は法の規定を逸脱しているため同決定のうち、「3 不開示とした部分及びその理由」の取消しを求める。

第3 諮問庁の説明の要旨

平成29年7月4日付けで提起された処分庁による一部開示決定処分（原処分）に対する審査請求について、下記の理由により、これを棄却すべきであると考えます。

1 本件審査請求の趣旨及び理由について

（1）審査請求の趣旨

本件は、審査請求人が行った開示請求に対して、処分庁において原処分を行ったところ、審査請求人から、不開示部分の取消しを求めて審査請求が提起されたものである。

（2）審査請求の理由

審査請求書に記載された本件審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

原処分の「3」の理由は法（平成11年5月14日 法42）の規定を逸脱しているため同決定の内、3の取消しを求める。

2 本件開示請求及び原処分について

処分庁においては、「特定年秋の旭日重光章叙勲者特定個人A駐特定国大使の叙勲推薦書（類する書類を含む）」及び「特定年秋の瑞宝中綬章叙勲者特定個人B元駐特定国大使の叙勲推薦書（類する書類含む）」との開示請求に対し、本件対象文書は、勲章の授与審査のため外務省及び経済産業省より提出された特定個人に係る功績調書及び履歴書を行政文書として特定を行った。

その上で、当該行政文書には特定個人の経歴、功績内容、賞罰等の社会的評価等が記載されていることから、個人を識別することができる情報が記録されていること、叙勲の授与審査事務の性質上、公にすることにより、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあること、当該審査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることを理由に、法5条1号、5号及び6号に該当し、その該当する部分について不開示とする原処分を行った。

3 原処分の妥当性について

(1) 本件対象文書の特定の妥当性について

春秋叙勲候補者の推薦は、「春秋叙勲候補者推薦要綱（平成15年5月16日内閣総理大臣決定）」に基づいて行われており、各省各庁の長及び各都道府県知事が内閣総理大臣に推薦し、文書により内閣府賞勲局に協議するものと定められている。審査請求人からの行政文書開示請求書には、「叙勲推薦書（類する書類を含む）」と記載されていることから、当該協議文書のうち、功績調書及び履歴書が「叙勲推薦書（類する書類含む）」に該当することから本件対象文書として特定したところである。

(2) 不開示情報該当性について

ア 法5条1号該当性について

栄典は、国家・公共に対する功労又は社会の各分野における優れた行いに対して国家が個人等を顕彰する制度であり、その選考に当たっては、個人の長年の功績等を調査した上で行っているところである。

本件対象文書には、勲章の受章者である特定個人の経歴、功績内容、賞罰等の社会的評価等が記載されており、全体として法5条1号に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別できる情報である。

また、特定個人が勲章を受章した際、処分庁は、受章者の「賞賜」、 「功労概要」（功労名等）、「主要経歴」（最終経歴等）、「氏名」及び「現住所」のみを一定期間ホームページ等で公表しているが、受章者の功績等については、「功労概要」及び「主要経歴」として、功労名等及び最終経歴等を簡潔に記載し公表しているのみで、勲章の受章者の具体的な功績内容等を公にしておらず、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報ではな

い。

イ 法5条5号該当性について

経歴や功績内容は一人ひとり違うものであり、また功績の評価は時代の変化に伴って常に変化するものである。

処分庁では、本件対象文書による調査のほか、ヒアリング等を実施し、功績内容を把握した上で栄典の授与に係る審査を行っているところであるが、このような事情のもとで、本件対象文書を開示することは、本件対象文書に記載された功績と同様の功績をもって同種の栄典が与えられるものという誤解や憶測を招き、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがある。よって法5条5号に該当する。

ウ 法5条6号該当性について

上記イで述べたとおり、本件対象文書に記載された功績と同様の功績をもって同種の栄典が与えられるという誤解や憶測を招くことで、栄典の授与に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

また、栄典の授与に当たっては、客観的な事実に基づき各人の功績を把握した上で、栄典を授与するにふさわしいか否かを判断しなければならないが、本件対象文書が開示されると、前述の誤解や憶測が生じ、推薦府省が行う関係者等への調査や処分庁におけるヒアリング等の実施にも支障を及ぼすおそれがある。よって、法5条6号柱書きに該当する。

エ 過去の情報公開審査会答申について

情報公開審査会の答申（平成22年度（行情）答申第344号）において、勲章受章者の受章理由が分かる功績調書について開示請求があり、その全部を不開示とした決定に対して、「功績調書」の表題、各特定個人の氏名及び各特定個人の主要経歴については開示すべきであるとされたものであり、本件も審査会の同答申に基づき一部開示決定処分を行ったものである。

4 結論

以上のとおり、原処分は妥当であり、審査請求人の主張には理由がないことから、本件審査請求は、これを棄却することが妥当であると考えます。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年9月13日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月25日 審議
- ④ 同年11月28日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 平成30年2月2日 審議
- ⑥ 同月13日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、特定年秋の叙勲特定個人Aの功績調書及び履歴書（文書1）及び特定年秋の叙勲特定個人Bの功績調書及び履歴書（文書2）である。

処分庁は、本件対象文書について、法5条1号、5号及び6号柱書きに該当する情報が記載されているとして、その一部（以下「本件不開示部分」という。）を不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分を取り消し、本件不開示部分の開示を求めているが、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

なお、当審査会において本件開示実施文書を確認したところ、文書1のうち、履歴書の1ページ1行目（当該部分には、特定の府省名と文書番号が記載されていると認められる。）及び各ページの行末に記載された「ページ部分」が、マスキング処理をされて不開示部分として扱われていることが認められる。しかしながら、原処分に係る開示決定通知書の「3 不開示とした部分及び理由」欄を見ると、これらの部分が本件不開示部分に含まれることを前提とした記載が見当たらないことから、原処分においては不開示とされていないものと認めるほかはなく、したがって、当該各部分の不開示情報該当性については判断しない。

2 本件不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 本件不開示部分について

文書1及び文書2の各功績調書の不開示部分には、叙勲候補者に推薦された特定個人A（文書1の関係。以下同じ。）及び特定個人B（文書2の関係。以下同じ。）に関し、それぞれを叙勲候補者に推薦した府省名及び文書番号のほか、推薦した府省において叙勲候補者として推薦するに当たって考慮した客観的な事実に基づく特定個人A及び特定個人Bの詳しい功績や、栄典を授与するにふさわしいと判断した根拠となる事項が記載されていると認められる。また、文書1及び文書2の各履歴書の不開示部分には、特定個人A及び特定個人Bの「生年月日」、「本籍地」及び「都道府県と市区町村を除く現住所」のほか、推薦した府省において栄典を授与するにふさわしいと判断した根拠となる事項（詳しい経歴（学歴及び職歴）や賞罰）が記載されていると認められる。

(2) 文書1及び文書2の各功績調書の1ページ1行目について

ア 標記の不開示部分について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁の説明はおおむね以下のとおりであり、この説明を覆すに足りる事情は認められない。

(ア) 文書 1 の功績調書の 1 ページ 1 行目には、特定府省 A 及び特定文書番号 A が記載されており、また、文書 2 の功績調書の 1 ページ 1 行目には、特定府省 B 及び特定文書番号 B が記載されているところ、特定府省 A 及び特定府省 B は、それぞれ特定個人 A 及び特定個人 B を叙勲候補者として推薦した府省である。

(イ) また、特定文書番号 A 及び特定文書番号 B は、各推薦府省において、推薦に係る叙勲候補者ごとに付した通し番号である。

(ウ) 上記 (イ) の特定文書番号 A 及び特定文書番号 B を公にすると、各推薦府省における叙勲候補者の推薦数が推測されることにより、受章に至らなかった候補者の人数も推測され、受章に至らなかった理由等、様々な誤解や憶測を招くおそれがあることから、推薦府省が行う関係者等への調査や処分庁におけるヒアリング等の実施にも支障を及ぼすおそれがある。

イ そこで検討すると、標記の不開示部分のうち、特定文書番号 A 及び特定文書番号 B については、これらを公にすると、上記ア (ウ) のような誤解や憶測を招くおそれがあることから、推薦府省が行う関係者等への調査や処分庁におけるヒアリング等の実施にも支障を及ぼすおそれがある旨の諮問庁の説明は、これを否定することができず、したがって、当該各部分は、法 5 条 6 号柱書きに該当し、同条 1 号及び 5 号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

ウ しかしながら、標記の不開示部分のうち、特定府省 A 及び特定府省 B の各名称部分については、本件諮問事件について諮問庁から当審査会に提出された理由説明書 (上記第 3 の 2) において、諮問庁が、特定個人 A 及び特定個人 B の功績調書を提出した 2 府省の名称を明らかにしており、さらに、当審査会事務局職員をして特定府省 A のウェブサイトを確認させたところ、特定府省 A が特定年秋の叙勲において、特定個人 A をその候補者として推薦したことを公表していることが認められ、これらの記載を照合すれば、特定府省 B が特定個人 B を叙勲候補者として推薦したことも明らかになることから、法 5 条 1 号ただし書イに該当し、したがって、同号の不開示情報に該当するとは認められない。

また、特定府省 A 及び特定府省 B の各名称部分は、これを公にしたからといって、そのこと自体から、諮問庁が上記第 3 の 3 (2) イ及びウで主張するような法 5 条 5 号や同条 6 号柱書きの不開示事由に該当する状況が生じるおそれがあるとまでは認められない。

以上のとおり、特定府省 A 及び特定府省 B の各名称部分は、法 5 条 1 号、5 号及び 6 号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(3) 文書 1 及び文書 2 の各履歴書の「生年月日」、「本籍地」及び「都道

府県及び市区町村を除く現住所（以下「詳細な住所」という。）」について

ア 標記の不開示部分は、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人（特定個人A及び特定個人B）を識別することができるものと認められる。

イ 標記の不開示部分のうち、「生年月日」については、これが法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とみるべき事情は認められない。

ウ また、標記の不開示部分のうち、「本籍地」及び「詳細な住所」についても、これらが法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とみるべき事情は認められない。

なお、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、内閣府賞勲局においては、特定個人が叙勲を受けた際、受章者の賞賜、功労概要（功労名等）、主要経歴（最終経歴等）、氏名及び現住所のうちの都道府県及び市区町村のみを一定期間ウェブサイト等で公表しているほか、報道機関への情報提供も行っているとのことであった。

そこで、報道機関への情報提供について、当審査会事務局職員をして更に諮問庁に確認させたところ、内閣府賞勲局においては、報道機関に対し、上記のウェブサイト等で公表している情報のほか、受章者の本籍地（都道府県のみ）及び詳細な住所が記載された受章者名簿を、報道解禁日の前に一定期間提供しているが、当該受章者名簿を報道機関に配布する際に、個人情報取扱いに関し、飽くまでも取材等の参考資料として取材の便宜を図るために提供するものである旨を口頭で説明して、報道機関の了承を得た上で配布しており、受章者名簿に記載された受章者個人の情報について、その全てを公にすることを前提に提供しているものではないとのことであった。

この点、受章者の本籍地（都道府県名のみ）及び詳細な住所は、通常他人に知られたくない機微な情報に当たることと照らせば、当該情報提供の取扱いに関する上記の諮問庁の説明について特段不自然、不合理な点はないことからすると、上記のような報道機関への情報提供をもって直ちに、受章者の本籍地（都道府県名のみ）及び詳細な住所につき、法5条1号ただし書イに該当する事情があるとまではいえない。

エ したがって、標記の不開示部分については、法5条1号ただし書イには該当せず、また、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められず、さらに、特定個人A及び特定個人Bの氏名が既に開示されていることから、法6条2項の部分開示の余地もない。

オ 以上のとおり、標記の不開示部分は、法5条1号に該当し、同条5号及び6号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(4) その余の不開示部分について

上記(1)のとおりの本件不開示部分(上記(2)及び(3)で検討した各不開示部分を除く。)の記載内容に照らせば、標記の不開示部分を公にすると、本件対象文書に記載された功績と同様の功績がある者には、同種の栄典が与えられるという誤解や憶測が生じ、推薦府省が行う関係者等への調査や処分庁におけるヒアリング等の実施にも支障を及ぼす旨の諮問庁の説明は、首肯できる。

したがって、標記の不開示部分は、法5条6号柱書きに該当し、同条1号及び5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号、5号及び6号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、別紙の2に掲げる部分を除く部分は、同条1号及び6号柱書きに該当すると認められるので、同条5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であるが、別紙の2に掲げる部分は、同条1号、5号及び6号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一, 委員 池田陽子, 委員 下井康史

別紙

1 本件対象文書

文書1 特定年秋の叙勲特定個人Aの功績調書及び履歴書

文書2 特定年秋の叙勲特定個人Bの功績調書及び履歴書

2 開示すべき部分

文書1 及び文書2 の各功績調書の1 ページ1 行目の府省名の部分